

平成30年3月

「ワンセグ機能付き携帯電話の放送受信契約をめぐる東京高裁判決」について

平成30年3月26日、東京高等裁判所で、テレビを所有せずワンセグ機能付き携帯電話だけを所持することで放送受信契約を結ぶ必要があるかどうかを争われた裁判の判決がありました。

東京高等裁判所は、「ワンセグ機能付き携帯電話に関しては、受信契約の締結義務がない」とした第一審判決（さいたま地裁・平成28年8月26日）を取り消し、放送法64条が定めた「協会の放送を受信することのできる受信設備の設置」に該当するとして、放送受信契約の締結義務はあるとの判断を示しました。NHKの主張が認められた妥当な判決と受け止めています。